

室教指 第 291 号
平成 22 年 11 月 30 日

室蘭市立小・中学校長様

室蘭市教育委員会
教育長 山田 進

・学校における国旗・国歌の適正な実施について（通達）

このことについて、室蘭市教育委員会として、昨年度通知を発出し校長に指導してきたところですが、一部の教職員が卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立しなかったことを受け、平成 22 年 11 月 25 日の教育委員会定例会において下記のように決議されましたので、今後はこの通達に従い、国旗・国歌の取り扱いについて適正に実施してください。

記

室蘭市教育委員会は、公教育機関である学校においては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学習指導要領等に従って教育を行う責務があること。並びに、教職員においては、地方公務員法第 32 条（法令及び上司の職務上の命令に従う義務）、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）、同法第 35 条（職務に専念する義務）に従う義務があることに基づき、学校における国旗・国歌の適正な実施方針を次のように定める。

- 1 我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。
- 2 小学校においては、国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
- 3 国歌が歌えるようにするため、指導時間の確保など、指導上の工夫改善を図ること。
- 4 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、式の中で実際に国歌を斉唱するよう指導することとする。
 - ① 国旗は、式場内外の出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚すること。
 - ② 国歌斉唱は式次第に位置づけること。
 - ③ 式の練習時においては、式本番において国歌を斉唱することを告知するとともに歌唱の練習をすること。
 - ④ 国歌斉唱時には、児童生徒はもとより、指導すべき立場にある教職員は起立すること。